

総務文教委員会会議録

招 集

平成31年2月26日（火）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）岡 田 啓 介 （副委員長）矢田貝 香 織
安 達 卓 是 稲 田 清 岡 村 英 治 国 頭 靖
田 村 謙 介 三 嶋 秀 文 安 田 篤

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

〔調査課〕永瀬次長兼調査課長 東森行財政調査係長

〔職員課〕松田課長 矢野課長補佐兼人事係長 楠主幹

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 佐藤主任

傍 聴 者

石橋議員 伊藤議員 今城議員 岩崎議員 奥岩議員 門脇議員 土光議員 戸田議員
前原議員 又野議員 渡辺議員
一般1人

審査事件及び結果

議案第47号 米子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

~~~~~

### 午前10時09分 開会

○岡田委員長 ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案1件について審査いたします。

議案第47号、米子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

○松田職員課長 それでは、議案第47号の説明をさせていただきます。先般、2月20日に送付させていただきました3月定例会議案の議案第47号、米子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、47-1をお開きください。後ろから7枚目のものがございます。また、当議案の説明に当たりまして配付させていただいております資料、平成31年2月26日総務文教委員会資料（議案第47号説明資料・参考資料）と右肩に明記いたしました、表題、人事及び給与の制度見直し並びに行政組織機構改正について（資料送付）のうち、まず議案第47号説明資料について職員課から説明をさせていただき、参考資料につきましては、後ほど調査課から説明をさせていただきます。

ます。

そうしますと、表題、人事及び給与の制度見直し並びに行政組織機構改正について（資料送付）の表紙の1枚目をおはぐりいただきまして、1ページ目、表題、人事及び給与の制度見直しについてをお開きください。ここに1番といたしまして目的でございます、人事及び給与の制度を見直し、今後より適切に運用していくことで、組織力の向上等を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的としたものでございます。

2番目でございます、主な内容でございますが、(1)、行政職級別基準職務表の見直しといたしまして、一つの職責につき一つの職務の級とすることを基本といたしまして、行政職級別基準職務表を見直すものでございます。アでございますが、現在4級である主幹の職を廃止します。イでございますが、業務の適正管理やきめ細かな人材育成、指導のための体制を充実することを目的として職制を見直します。ポツの1、課の内部組織の見直しとして、現行の係を担当に改正いたしまして、担当の長は新設する担当課長補佐といたします。ポツの2、担当の中で数人の職員チームを設定いたしまして、その長を新たな職として係長とし、現在3級である主任の職は2級といたします。

ここで1枚おはぐりいただきまして、2枚目をごらんくださいませ。行政職級別基準職務表の見直しについてという表題でございます、表に新と旧がございますが、旧とはいわゆる現行体制でございます。現行体制の4級からごらんいただきたいと思っております。ここに係長、室長、主幹とございますが、この主幹を廃止するものでござまして、経過措置として3級に再格付けをいたします。担当内の係長を統括指導する担当課長補佐として、新たに発令しようとするものでございます。

同様にいたしまして、3級では主任から係長へ、2級では主事・技師から主任として、主な職責を見直した上で発令しようと考えております。このたびの改正箇所につきましては、太字と下線をしておりますので御確認くださいませ。

再度、元に戻っていただきまして1ページ目をお開きくださいませ。大きな2、(1)のウでございますが、現級保障でございます。激変緩和措置といたしまして、再格付けの結果、現在の職務の級よりも下位の職務の級に格付けとなる場合には、5年間の現級保障期間を設けることといたします。

(2)、55歳を超える職員の昇給停止制度の導入でございますが、国家公務員におきまして、平成26年1月1日に導入されました55歳を超える職員の昇給停止制度を本市職員にも導入いたします。

(3)、通勤手当の見直しでございますが、地域の実情にあわせ、現行制度は平成7年からずっと鳥取県の制度に準拠してきたものの、鳥取県に係る通勤手当が本年度改正されたことを踏まえまして、本市も同様の通勤手当制度に改定するものでございます。

(4)、病気休職者の給与の見直しでございますが、国家公務員に適用されております病気休職者への給与支給割合につきまして、本市職員にも同様の割合を適用することといたします。

(5)、大学卒業程度の採用試験の導入についてでございます。今後、大学卒業程度の募集区分による職員採用試験を実施いたしまして、合格者に対しまして国家公務員と同様の大学卒初任給、1級の25号給でございますが、適用してまいりたいと考えております。

最後に(6)でございます。若年層職員への給与水準の改善でございますが、先ほどの(5)とあわせまして若年層の職員の給与水準を国家公務員との均衡を考慮しながら引き

上げてまいります。現在、1級、2級の在級者にも在職者調整を行ってまいりますのでございます。私からの説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 永瀬総務部次長。

**○永瀬総務部次長** 続きまして、もう一枚はぐっていただいて、右肩に参考資料と記した平成31年4月1日付け行政組織機構改正について御説明させていただきます。この行政機構改正につきましては、去る1月18日の委員会でおおむね御報告をさせていただいているところでございますが、本日は先ほど説明がございました人事給与制度の見直し、こういったこととの関連部分を含めまして、改めて御報告をさせていただきます。

まず、1番の改正目的でございますが、公共交通、地域福祉、地籍調査、国土強靱化等々の推進を図るため、必要な体制を整備すること、あるいは人事及び給与の制度見直しに連動した課の内部組織等の見直しなどを行うものでございます。

2番の主な改正内容でございますが、詳細は一枚はぐってもらった別紙新旧対照表を後ほどごらんいただきたいと思っております。

(1)、重要課題への対応のための体制整備につきましては、先般、検討状況として御報告したものと基本的に変えてございません。総合政策部における交通政策課の設置、福祉政策課における地域福祉推進室の設置、農林水産振興局における地籍調査課の設置、建設企画課における企画調整室の設置でございます。

(2)、事務処理体制の効率化ですけど、これは先般は盛り込んでおりませんでした。市民生活部保険課の収納体制の効率化を図るために、現在、収納係という係がございますけど、これを分割して収納担当と検収担当ということで、新しく検収担当という内部組織を設けるものでございます。

はぐっていただきまして、下水道部整備課の設置、これは先般、工務第一係、工務第二係の統合についてお知らせしておりましたけれども、統合後の名称といたしましては担当制の導入によりまして管路整備担当という名称にさせていただきたいというふうに考えております。

ウでございますが、下水道部内の事務移管を書いております。これは、下水道施設の供用開始の告示事務でありますとか、浄化槽事務、そういったものにつきまして効率性を考えまして、現在の施設課から営業課に移管するものでございます。

最後に(3)番の係制の担当制への移行というのが、先ほど説明をさせていただいておりますが、人事・給与の制度見直しに連動する部分でございます。重複いたしますが、課の内部組織の見直しといたしまして現行の係を担当に移行し、その長は新設する担当課長補佐という形になっております。

新旧対照表のほうをごらんいただきますと、軒並み係というのが担当という内部組織の名称になっております。説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡村委員。

**○岡村委員** 47号の質疑ですね、一般職の職員の給与に関する条例の改正ということなんですけども、こういった労働条件の切り下げといったことについては、財界が本当に公務員バッシングという中で引きのばされている問題だということで、私どもは一貫して反対をしているといったことをまず最初に申し上げておきたいと思っておりますけども、そういう

点で何点かお聞きしたいと思います。

まず、主な改正内容ということで1番目に55歳を超える職員の昇給基準の見直しということですが、それぞれ勤務成績が良好な場合ということで挙げてありますけども、いずれにしても2号給ずつ引き下げられているということになっています。これに対しては、大体2号給というものは月額にして幾らぐらいになるのか、まずそれについてお伺いしたいと思います。

○岡田委員長 松田職員課長。

○松田職員課長 在級の級によりましては差がありますが、数千円から数百円という間に入ると思います。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 だいたい4級ぐらいになると400円というふうにお伺いしたことがあるんですけども、そうしますと月額がこれだけ上がらないということになると、ボーナスとか退職金への跳ね返りというか、そういうものっていうのが当然考えられるわけですけど、どの程度と見込まれておりますでしょうか。

○岡田委員長 矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐 期末勤勉手当等の一時金でございますが、影響額はその年度で若干の差はございますが、おおむね20万円台から30万円台というところで見込んでいます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 例えば、1人当たりの職員に直すと幾らぐらいになるのかということについてお伺いしたいと思います。

○岡田委員長 矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐 これも多少ばらつきはございますが、1人の職員当たり2,000円台から4,000円台と見込んでおります。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 退職金の場合は幾らになりますか、跳ね返り部分は。

○岡田委員長 矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐 定年退職者に限定して想定をしているところではございますが、年度によって対象者が1桁から多いときで30名という想定の中で申し上げるところではございますが、おおむね低いところでは13万円程度、それから多い年度につきましては100万円以上というようなところで試算をしております。あわせまして、1人当たりに換算した時の額でございますが、これは退職するときの職責によって違いが出てきますため、ばらつきはございますが、1人当たり3万円台から高いところでは7万円弱というところで見込んでおるところでございます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 退職金などでの3万円から7万円の額が下がってしまうというふうなところだと思います。

それと、2番目に1年未満の期間にある病気休職者の給与の支給割合の引き下げということで、これまで従前9割支給だったのが8割支給になるということで1割下がるわけですが、単純に言いますと、例えば30万円の給与の場合だと27万円だったのが24万円になると、3万円下がるというふうに考えればいいのか、そこら辺についてお伺いし

ます。

○**岡田委員長** 松田職員課長。

○**松田職員課長** 委員さんのお考えのとおりでございます。1割、その分手取りは少なくなるという考え方でよろしいと思います。

○**岡田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この場合、1年未満の期間にある病気休職者ということですが、こういった事例というのは、例えば直近の数字で何人ぐらい該当するのか、またそういった中であって、最近よくストレスなどによってメンタルヘルス疾患の方で長期休業に追い込まれるといった状況っていうのが見受けられますけども、そういった例も含まれているのかなのかお伺いします。

○**岡田委員長** 松田職員課長。

○**松田職員課長** この4月1日の対象になる方は、今のところ4人程度いらっしゃるかと思っております。ちょっと最後のところ聞き取りにくかったんですけども、メンタルヘルスの職員ということですが、その中にはメンタルヘルスの疾患により休職に至っているという職員がおります。

○**岡田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 病気休職者、90日を超えて、この場合1年未満という方が対象になるということのようですけども、さまざまな理由で病気に陥って、医師の診断を受けて休職に追いやられるといった中で、仕事のことで市民の皆さんとの対応においてストレスを受けながらメンタルヘルス疾患に追いやられるといった状況というものよく聞くことです。そうした者に対して、やはり安心して心身の回復に努めていくといったことを保障していく上でも、私は大事な制度だというふうに考えてますけども、それが1割もいっぺんに引き下げられるといったことについては、前まで考えていたものと1割も下がるわけですから、早く職場復帰しなきゃいけないんじゃないかとかという気持ちの焦りとか、そういうものによって、本来長引かないものも長引いてしまうといったことが予想されるわけです。そういった点で、こういった引き下げは、私はすべきでないというふうに思います。以上です。

○**岡田委員長** 安達委員。

○**安達委員** 今、機構改正の説明をされたんですが、前回の委員会でも私のほうから意見というような思いで差し上げたんですが、課の名称ですが、今回は私が言った、例えば建築相談課とかそういったところの名称で、当時いろいろ相談がいっぱいあったと、一時的だったかもしれませんが、課の皆さんから聞かされたんですが、今回そのような課の名称の変更とか、いわゆる各所属から課のこういった名称はとかというのは、職員にはなかったんでしょうか。

○**岡田委員長** 永瀬総務部次長。

○**永瀬総務部次長** 課の名称につきまして、全庁的にその他の機構の課題も含めまして意見をいただいておりますけど、その中で具体的に課の名称を変えてほしいというような要望は現場からは来ておりませんでした。先回、委員からも御意見をいただきましたので、もう一度課のほうに確認をしておりますけども、今のところ、およそ1年近く前ですか、いろいろと考えた上で一応決めさせてもらった課の名称でございますので、御意見は受けとめさせていただいて、今後の機会を捉えてまた考えてきたいなというふうに今、考えて

いるところでございます。

（「ぜひ、よろしくお願いします。」と安達委員）

○岡田委員長 そのほか、ございませんでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 ちょっと意見になりますけども、今回の改正は職員組合さんとも大変かんかんがくがくされたような話も聞いておりますけども、昇給が停止になることによって給与が下がるような方も、経過措置もあっていいんですけども、そういったこともある制度でありながら、全体を見ると若年層の職員さんの処遇等は上がってくるような、希望の出るような改革もされておりますので、通勤手当の見直しとかもこの際、いろんな見直しもされてますけども、実態にあった改革をされている面では私は、大変だったと思いますけども、副市長を中心に頑張っておられた話も聞いておりますけども、よかったと、努力された結果じゃないかなと思っております。そういう面については、引き続きこのような見直しというのは、時代にあわせてやっていただきたいと思うということを意見として言わせていただきます。

○岡田委員長 そのほか、委員の方、ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○岡田委員長 それでは討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号、米子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・安達委員、稲田委員、国頭委員、田村委員、三鴨委員、安田委員、矢田貝委員〕

○岡田委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして総務文教委員会を閉会いたします。

**午前10時31分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務文教委員長 岡 田 啓 介